介護保険だより

平成31年1月号

群馬県国民健康保険団体連合会



新年あけましておめでとうございます。 本年もよろしくお願いいたします。

群馬県国民健康保険団体連合会

請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表について

介護事業所におかれましては、毎月10日までに本会に介護給付費・総合事業費を ご請求いただいています。審査の結果等については、毎月月末に各事業所にお知らせ していますが、返戻となった明細書については、「請求明細書・給付管理票返戻(保留) 一覧表」にてお知らせしています。

「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」送付後は、返戻内容についてのお問い合わせが集中し、電話が繋がりにくく、お待たせすることがありますが、返戻内容を確認せずにお電話をいただくケースが多くみられます。以下に返戻理由別の対応を記載いたしますので、お問い合わせいただく前に必ず返戻内容をご確認ください。

1 受給者台帳に付随するエラー

各保険者(市町村)から本会に提出された受給者台帳と突合した結果のエラーです。保険者(市町村)に資格を照会してください。

エラーコード	内容
12P0	資格:受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません。
12P2	資格:資格を喪失している被保険者です。
12P3	資格:給付管理票の合計+償還払給付実績の合計が受給者台帳の区分支給限度基準額を超えています。
12P4	資格:受給者台帳記載の支援事業所番号と一致しません。
12P5	資格:受給者台帳記載の居宅サービス作成区分と一致しません。
12P9	資格:受給者台帳記載の公費負担者番号と一致しません。
12PA	資格:変更申請中の受給者です。
12PB	資格:給付減額又は償還払化の受給者です。
12PC	資格:特定入所者介護サービスを受けられない受給者です。
12PD	資格:認定有効期間外の被保険者です。
12PE	資格:訪問通所限度額管理期間外の被保険者です。
12PF	資格:短期入所限度額管理期間外の被保険者です。
12PJ	資格:小規模多機能型利用開始月における居宅サービス等の利用有無が未設定です。

12PK	資格:有料老人ホーム等の同意書が提出されていません。
12PL	資格:利用者負担減免の申請中です。
12Q5	資格:既に資格喪失した受給者です。
12Q6	資格:受給者台帳記載、または設定された基準値の給付率と一致しません。
1207	資格:証記載保険者番号が不正です。
12Q9	資格:この受給者は、旧措置者のため対象外です。
12QA	資格:請求明細書様式に対する受給者の要介護状態区分が不正です。
12QJ	資格:受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。
12QT	資格:受給者台帳記載項目と一致しません。
12VU	資格:居住費対策の請求が受給者台帳の食事標準負担額に対応しません。
1201	資格:二次予防事業有効期間、もしくは認定有効期間外の受給者です。
1202	資格:総合事業を受けることのできない受給者です。
1203	資格:住所地特例対象者でない受給者です。
1204	資格:市町村認定の施設所在保険者番号と一致しません。
1205	資格:有効期間外の住所地特例対象者です。
1206	資格:該当の被保険者は65歳未満のため、総合事業を受ける資格がありません。
1207	資格:小規模多機能型事業所がサービス計画を行っているため、介護予防ケアマネジメント費の請求は行えません。
1208	資格:受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。
1209	資格:受給者の要介護状態区分では算定できない保険者独自サービスです。要介護度を確認してください。
120A	資格:受給者の要介護状態区分では算定できないサービスです。要介護度を確認してください。
120B	資格:二割負担対象者及び三割負担対象者に適用されない公費が記載されています。
120C	資格:この受給者は、旧措置者のため二割負担及び三割負担の対象外です。
120D	資格:二割負担対象者または三割負担対象者の場合、社会福祉法人軽減情報を設定できません。
120E	資格:住所地特例対象者に該当しないため事業費明細欄(住所地特例対象者)に記載はできません。
120F	資格:住所地特例対象者であるため事業費明細欄に記載はできません。
12SA	資格:給付率が受給者台帳の設定と異なるため、自動訂正しました。

2 重複エラー

過去または当月に、同じ請求明細書を提出済みです。 請求データをもう一度ご確認ください。

エラーコード	内容
ANNO	資格:同月に該当する給付管理票を提出済みです。
ANN1	資格:既に該当する給付管理票が存在しています。(区間異動)
ANN2	資格:同月に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。
ANN3	資格:既に該当する介護給付費請求明細書が存在しています。(区間異動)
ANN4	資格:過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。
ANN5	資格: 既に該当する介護給付費給付実績が存在しています。 (区間移動)
ANN6	資格:同月に再審査を行っています。
ANN7	資格:既に過誤調整を行っています。
ANN8	資格:既に該当する償還払連絡票が存在しています。
ANN9	資格:対象となる給付管理票は存在しません。
ANNA	資格:既に給付管理票修正を行っています。
ANNB	資格:公費受給者番号が重複して使われています。
ANNC	資格:既に償還明細書が提出されています。
ANND	資格:既に介護給付費請求明細書が提出されています。
ANNE	資格:過去に再審査を行っています。
ANNF	資格:特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、給付管理票修正ができません。
ANNG	資格:特定入所者介護サービス費が決定されている請求明細書の本体報酬が全査定されるため、再審査ができません。
ANNH	資格:既に該当するサービス提供終了確認情報が存在しています。
ANNJ	資格:過去に該当する給付管理票を提出済みです。
ANNK	資格:給付管理票内の明細情報が重複しています。
ANNL	資格:介護給付費請求明細書内の情報が重複しています。
ANNM	資格:過去に該当する介護給付費請求明細書を提出済みです。(ゼロ査定のサービスあり)。
ANO1	資格:介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書内の情報が重複しています。
ANO2	資格:同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。
ANO3	資格: 既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書が存在しています。 (区間異動)
ANO4	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書を提出済みです。
AN05	資格: 既に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費給付実績が存在しています。 (区間異動)
ANO6	資格:同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。
ANO7	資格:同月に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。(区間異動)
ANO8	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。
ANO9	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。(区間異動) ※ 株、別まに計ツナス会議予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(会議予防ケアマネジメント費)を提出済みです。
AN10	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。 ※格・湯まに計当せる介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。
AN11	資格:過去に該当する介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出済みです。(区間異動) ※ 株 、別まに計以せる 介護の付事 (介護 スピナ 原東) オ 担 リスルズオ
AN12	資格:過去に該当する介護給付費請求明細書(介護予防支援費)を提出済みです。
AN13	資格:過去に該当する介護給付費請求明細書(介護予防支援費)を提出済みです。(区間異動)

3 計算誤りに係るエラー 請求額等に誤りが発生しているエラーです。 請求データをもう一度ご確認ください。

エラーコード	内容
ASSO	************************************
ASS1	員位: 休候及び公員請求領と利用有員担領 (保华員担領) の占計が、备宜により再計算した総領又は訂正後来のた総領を超えています。 資格: 標準負担額 (月額) の計算結果が不正になります。
ASS2	員位:保卒員担領 (月領) の計算和未が不正になります。 資格:公費分出来高医療費単位数合計が、保険分出来高医療費単位数合計と一致していません。
ASS3	資格:サービス単位数と、請求額または本人負担額の関係に誤りがあります。
ASS4	資格:生保単独の公費併用の請求額が不正です。
ASS5	資格:請求金額等が計算値を超えています。
ASS6	資格:受給者台帳の負担限度額と記載された負担限度額が一致しません。
ASS7	スローンスローロ マングラに (大阪) に に 地域 こ イングラに (大阪) が と つる こ バッ 音格:集計情報の出来高単位数が(緊急・特定)の単位数と 一致しません。
ASSA	高格: 宋明 「南東 日本
ASSB	では、一般に対しています。 では、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に
ASSC	資格:生保単独受給者の食事提供費請求額が食事提供費合計を超えています。
ASSD	資格:生保単独受給者の公費食事提供費合計が計算値を超えています。
ASSE	資格:生保単独受給者の公費負担額(明細)が費用額を超えています。
ASSF	資格:生保単独受給者の公費負担額(明細)が計算値を超えています。
AS01	資格:利用者負担額が明細情報の合計を超えています。
ASO2	資格:利用者負担額が計算値を超えています。
AS03	資格:請求額が計算値を超えています。(定額)
AS04	資格:請求額が計算値を超えています。(定額)
ASO5	資格:請求額が計算値を超えています。(給付率)
AS06	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(給付率)
AS07	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(給付率:支給限度基準額超過)
AS08	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(定額)
ASO9	資格:事業費請求額が計算値を超えています。(定額:支給限度基準額超過)
ASOA	資格:請求金額等が計算値と異なります。
ASOB	資格:減算単位数が一致しません。
ASOC	資格:本体サービスの日数と減算サービスの日数が一致しません。(身体拘束廃止取組)
ASOD	資格:サービス単位数が計算値と一致していません。

事業所(採験者)番号 平成 年 月 審査分							予	平成 ※ 年 ※ 月 日 1 百	
事業所(保険者)名								群馬県国民健康保	険団体連合会
保険者(事業所)番 号保険者(事業所) 名	被保険者番号被保険者氏名	種別	サービス 提 供 年 月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費 等	事由	内 容	備考
		-							
		-					こ <i>の</i> .)部分のエラーコードを	
							ご覧	這ください。	
		1							
		-							
(種別・ササード	"つ計画典誌ポ田幻		≢…≇≢√₩₽₽	16m=10 64			##.▽.R·	 方ケアマネジメント費請求明細書(※総合事業の場合に限る	

「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の提出について

事業所の届出内容に変更が発生する場合、介護給付費等の請求及び受領に関する届 (以下「届」という)をご提出ください。

1 提出期限

以下のとおり、毎月提出期限を設定しています。

- (1)請求方法を変更する場合
 - 例)請求方法を電子媒体からインターネットに変更したい

変更する月の前月10日までにご提出ください。

- 例) 2月(1月サービス提供分の請求を行うとき) から請求方法を変更した い → 提出期限は1月10日です
- ※ なお、ID・パスワードの早期受領を希望される場合は、届の備考欄に その旨を記載してください。
- (2)介護給付費の振込先や口座名義を変更する場合
 - 例)・別の口座に振込先を変更したい
 - ・社名等の変更により、口座名義を変更した 等

変更する月の10日までにご提出ください。

- 例) 1月末の振込から口座名義等を変更したい
 - → 提出期限は1月10日です
- (3) 事業所名称、所在地、電話番号等を変更する場合
 - 例)・事業所名称を変更した
 - ・事業所が移転した 等

変更が発生した場合は、指定を受けた機関(県庁又は市役所等)に届け出た上で、本会にも速やかに届をご提出ください。

なお、提出の時期によっては、処理の都合上、本会からの帳票類に変更前の 事業所名称等が表示されることがありますのでご了承ください。

2 お願い

- (1) 届を作成する際には、<u>変更がない箇所についても</u>必ずご記入ください。 (記入漏れや押印漏れ等があると受理できない場合があります)
- (2)振込口座や口座名義人の変更の場合は、<u>通帳の表紙と見開きページのコピー</u>を必ず添付してください。
- (3) 開設者と口座名義が異なる場合は、委任状と印鑑証明書が必要となります。
- (4) 10日までに提出されなかった場合は、翌月受付分の処理対象となりますの で提出期限は厳守してください。
- 3 その他

届の用紙は、本会のホームページからダウンロードできます。 また、記載項目の説明や記載例も併せて掲載されていますのでご覧ください。

問い合わせ先

インターネット



群馬県国民健康保険団体連合会(介護保険課介護保険係)

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階

TEL 027-290-1319(直通) FAX 027-255-5077

受付時間 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)

ホームページ http://gunmakokuho.or.jp

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会に問い合わせをお願いします。

